

# 新型コロナウイルス感染症疑いのある方へ

- ・37.5℃以上の発熱, または平熱よりも0.5℃高い場合  
(解熱剤で下げる前の体温)
- ・体調異常のある時(咳, くしゃみ, 息苦しさ, 息切れ, 強いだるさ, 味覚異常, 嗅覚異常など)
- ・基礎疾患がある人が風邪症状がある

- ・家の近くの医療機関に電話相談
- ・各都道府県の帰国者・接触者相談センターに電話  
新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省lineアカウント →



受診必要

受診・検査不要

症状がなくなる場合

新型コロナ外来  
(帰国者・接触者外来)受診  
PCR検査

陽性

陰性

入院・宿泊療養または自宅療養

保健室または学生課に連絡  
TEL0466-84-3833(保健室)  
TEL0466-84-3831(学生課)

治癒・医師の登校許可

「新型コロナウイルス感染症に関する届出」を保健室に提出

登 校

(自宅待機)

- ①解熱後4日経過
- ②発熱以外の症状が改善後4日経過
- ③症状が出てから8日以上が経過している

※①～③すべてを満たした場合, 登校可

※症状が治まらない場合は再度医療機関や「帰国者接触者センター」に電話相談